

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 藤岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空き家リフォーム補助金	①宅地建物取引業者を通じて1年以内に取得した空き家の工事であること ②市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ③住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるための修繕、模様替え、設備更新等の工事であり、要する経費の総額が20万円以上であること ④補助対象工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること ほか	①補助対象住宅を生活の拠点とし、そこに住所を移転してから1年以内の者、又は、実績報告の日までに住所を移転する見込みの者 ②実績報告の日から5年間、当該住宅に継続して居住する見込みであること ③市町村税(特別区税を含む。)を滞納していないこと ほか	空き家バンクに登録された物件: 500,000円 それ以外:300,000円 ※市外からの転入者はそれぞれ100,000円加算	1/2		随時 ただし、着工前に申請が必要	バンク登録あり 市内50万円3件・転入60万円1件 バンク登録なし 市内30万円3件・転入40万円1件 予算額計260万円	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/2076.html	空き家リフォーム工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること。
空き家に関する支援制度	助成	藤岡市空家解体補助金	①次の全てを満たす工事であること ・敷地に建つ空家全てを解体する工事であること ・市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること ・建設業法別表第11に掲げる土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けた者または建設リサイクル法の登録を受けた者が請け負う工事であること ②解体する住宅が個人所有の一戸建て住宅で1年以上空家であること ③賃貸の事業に使用していないこと ほか	①空家の所有者またはその法定相続人 ②①が複数存在する場合は、解体の同意を全員に得ている人 ③空家家とその敷地の所有者が異なる場合は、敷地所有者全員から解体の同意を得ている人 ④市町村税等の滞納が無い人 ⑤過去にこの補助金を受けたことが無い人 ⑥暴力団と関係が無い人	200,000円 ※昭和56年以前に建設された空家を解体する場合、300,000円を限度とする。	1/3		随時 ただし、着工前に申請が必要	30万円×20件分 予算額計600万円	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/1/1/2112.html	空家解体工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告をすること。
空き家の管理に関する支援制度	助成	藤岡市空家等管理費補助金	補助の対象となる業務(以下「補助対象業務」という。)は、補助対象者が市内に事業所を有する業者に依頼して実施する次に掲げる業務です。 ・空家等の外観調査および点検 ・空家等の清掃 ・空家等の通風、通気および通水 ・建築資材の飛散および落下防止 ・敷地内の除草および樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	・補助の対象となる空家等の所有者または法定相続人でありかつ個人であること。 ・市町村税等を滞納していないこと。 ・暴力団員等ではないこと。 ・補助対象となる空家等が、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第1項に規定する指導を受けたものでないこと。	40,000円	1/2		令和6年4月15日から	7件	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/3/9024.html	空家管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること。
空き家の跡地管理に関する支援制度	助成	藤岡市空家跡地管理費補助金	補助の対象となる業務(以下「補助対象業務」という。)は、補助対象者が市内に事業所を有する業者に依頼して実施する次に掲げる業務です。 ・敷地内の除草 ・除草シートの設置 ・樹木の剪定 ・その他市長が適当と認める業務	補助の対象となる人は次に掲げる要件の全てに該当する人です。 ・補助の対象となる空家跡地の所有者または法定相続人でありかつ個人であること。 ・市町村税等を滞納していないこと。 ・暴力団等ではないこと。	40,000円	1/2		令和6年4月15日から	7件	建築課	(代)0274-22-1211(内線2326) (直通)0274-40-2326	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/toshikensetsubu/kenchiku/3/9200.html	空家跡地管理業務が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告をすること。 ※藤岡市空家解体補助金の交付を受けて空家を解体した跡地を補助の対象とする。